

# 令和 6 年度 卒業論文 要旨

## 核兵器禁止条約に対する日本の姿勢

令和 3 年度入学

人文社会学科昼間主コース

グローバル・スタディーズ履修コース

主指導教員名：檜林建司

氏名：村上真白

ロシアは核兵器の使用基準を引き下げ、トランプ大統領は核抑止力強化への積極的な姿勢を見せており。一方で 2017 年には核兵器廃絶国際キャンペーンが、2024 年には日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を獲得した。国際的な危機が深まる同時に核軍縮への意識も高まり、核兵器の非人道性への認知も広がっている。

核兵器禁止条約は、核兵器の数を減らしていく条約と異なり、人道的アプローチに基づき、核兵器そのものへの意識を変えることを意図する条約である。広島平和研究所によると、“人道的アプローチは、核兵器が使用された際の非人道性を手掛かりに、核兵器の使用がもつ環境問題や法的問題などを、様々な視点から明らかにする試み”である。核兵器が及ぼす人類全体への悪影響を重視し、長期的な視点に立ち核兵器を廃絶の方向に向けることを目標としている。2025 年 1 月現在、当条約は非核保有国のみで構成されており、核兵器国や核の傘の下の国はどこも参加していない。しかし、核保有国と非核保有国との間にある認識の差を是正し、将来的な解決を図るために当条約の役割が重要になることは間違いない。そこで本論文では、核兵器禁止条約の締約国会議に日本はオブザーバーとして参加するべきであるという立場から日本の姿勢について論じたい。

核兵器規制のための中心的な条約として、核不拡散条約（NPT）、部分的核実験禁止条約（PTBT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）があげられる。

PTBT は 1963 年発効の核不拡散の最初の試みである。地下以外での核実験を禁止したが、締結後アメリカとソ連はそれまで以上の核実験を地下にて実施していた。

NPT は発効以降、核兵器規制の中心としての役割を果たしてきたが、1991 年湾岸戦争後にはイラクの核兵器開発が発覚したほか、1993 年からは北朝鮮が NPT からの脱退を試み、2002 年にはイランが IAEA に申告せず核活動をおこなっていたことが発覚し、実効性が疑問視される側面もある。

なお、NPT 6 条に規定された核軍縮を誠実に交渉する義務につき、国際司法裁判所は 1996 年に出した「核兵器使用の合法性」に関する勧告的意見において、交渉を継

続する義務のみならず、成果を達成する義務も含むという見解を示した。14名の裁判官が全会一致で“成果を達成する義務”を認めたことは、解釈として画期的であり、核廃絶及び核兵器禁止条約の採択と発効にも大きな影響を与えている。

また、採択されたが発効に至っていない条約に、包括的核実験禁止条約（CTBT）がある。CTBTは地下での核実験をも禁止したが、核爆発に至らない未臨界核実験についての明示的な禁止は行っていない。1995年のNPT再検討会議にて、非核兵器国は1996年中にCTBTを完成させることを条件に、NPTの無期延長に合意した。CTBTには186か国が署名し、178か国が同条約を批准しているが、発効要件が厳しく発効に至っていない。発効条項14条1項は、44の発効要件国（NPT上の核保有国に加え、北朝鮮やイラン、パキスタン等の国々）の参加が必要としている。

核兵器禁止条約（TPNW）は2017年に国連会議にて122か国の賛成を得て採択された。この条約では人道的アプローチを採択しており、長期的な観点から核兵器に悪の烙印を押し、非正当化することで核廃絶を進めようとしている。94か国が署名、73か国が批准しているが、“核兵器国”や核の傘の下にいる国々は参加していない。

TPNWの特長の1つ目が、前文の内容である。“核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮”し、“いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要である”と認識し、核兵器が存在し続けることは“すべての人類の安全保障に関するリスクである”ことを強調している。また、国際条約で初めてヒバクシャに言及している。

2つ目は、1条で制定されている禁止の範囲の広さである。CTBTでは明確に禁止されていなかった“実験”的の禁止が設定され、未臨界実験の禁止も含まれるとの解釈がより有力となった。

3つ目は、3条の保障措置、4条の核兵器の全廃で定められる検証措置についてである。TPNWでは、核兵器保有国が条約に加入する際、①核兵器を廃棄してから条約に加入する方法と、②加入してから核兵器を廃棄するという方法がある。どちらも、検証措置としてはa.権限のある国際当局と協力して検証され、b.国際原子力機関との間で保障措置協定を締結する。しかし、a.の権限のある国際当局が何かは規定されておらず、b.もTPNW反対国のメンバーが多く含まれるIAEA理事会が検証任務を引き受けるかどうか定かではない。また、核兵器を所持していないことの証明についての規定もない。検証措置について、他の条約と比較してみたい。

PTBTでは地下以外での核実験が行われていないかについて、人工衛星を含む自国の検証技術（NTM）を用いて、他国を監視することで検証できると考えられたため、条文としての設定はされていない。

NPTでは非保有国に対してIAEA（国際原子力機関）による保障措置を制定しており、核が平和的に利用されているのか検証、調査する。保障措置は新たな核兵器国を

作らないための措置であるため、すでに保有している“核兵器保有国”には適用されない。不平等感を減らすための取り組みとして、核兵器保有国とは個別の自発的提供協定を結んでいる。非核兵器国に義務付けられている保障措置としては、現在①包括的保障措置協定②対象物特定保障措置協定が主に使用されている。基本的には①が採用されており、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定となっている。②については、現在 NPT 非締約国であるインド、パキスタン及びイスラエルのみに使用されている。

CTBT では、地下実験等の監視を行うために 2 種類の保障措置と補完的な検証措置が盛り込まれた。主な検証措置は、国際監視制度（IMS）と現地査察（OSI）である。IMS は地震学的監視、水中音波監視、微気圧振動監視、放射性核種監視の 4 つの技術の施設で構成される。それぞれ、地下、水中、大気圏内に放出されたエネルギーを検出し、放射性核種監視でそのエネルギーが核爆発であることを確認する。これらの情報が送られる国際データセンターでは 1000 平方キロメートル以内で場所を特定することが可能であり、その内の範囲で現地査察を行う。IMS に関しては、条約の発効前ではあるものの、一部は現在も運用されている。

補完的な措置は、協議及び説明と信頼醸成についての措置である。協議及び説明では、核実験等が発生した場合、締約国がほかの締約国、もしくは CTBTO（包括的核実験禁止条約機関準備委員会）を通じて説明を行い、解決するための制度である。信頼醸成措置は、締約国が核実験や爆発について CTBT の内部機関に通報する等の制度である。これらの制度を組み合わせることで検証を行うことが決定されている。

このように他の条約と比較すると、TPNW の検証制度には、①確定していない要素が多く、制度の実効性が不透明であること、②現地査察等の核兵器の実態を調査する制度が未成立であること等、今後、締約国会議における議論を通してアップデートされていくことが想定されている点が多いのは確かである。その意味では、この条約は、地球環境に関する「枠組条約」との共通点がある。

4 つ目は、6 条の被害者の援助と環境改善、7 条の国際協力及び援助である。これらは直接的な核活動を禁止する“消極的義務”と対比して“積極的義務”と呼ばれる。被害が及んだ際の具体的な修復の措置、および援助方法について記載されている。

最後に、8 条での締約国会議についての規定である。TPNW において特長的なのは、締約国会議の後、次回の締約国会議までの間作業グループを作成し、議論を継続して長期間行う方法を採用していることである。

日本はこれまで交渉会議、締約国会議共に参加しておらず、検討中だとしている。第 1 回締約国会議について、2022 年岸田首相は、“アメリカとの信頼関係の下に、現実的な核軍縮・不拡散の取組を進めるとこから始めていくべきだ”と述べ、CTBT や

FMCT（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）を進めていくのが適切であるため、会議に参加しないと述べた。その後 2023 年には第 2 回締約国会議について、上川外務大臣は、今後も NPT 体制を中心として、現実的かつ実践的な取り組みを継続、強化すると述べた。

“核兵器国”や核の傘の下の国が参加していない理由として、先に述べた検証制度の実効性のほかに、安全保障上の課題があげられる。核兵器保有国は核抑止論を中心として、安全保障上の問題解決に核兵器の保有が必要だとしている。こうした立場に対し、広島平和研究所副所長の水本和実は、核兵器を含む軍備は、脅威に対抗できる数量的、能力的妥当性および予算上の制約の中で存在すべきだとしており、現状存在する軍備は過剰だと述べている。また、これまで核兵器国は“安全保障上の懸念”を持ち出すことで核軍縮に対するそれ以上の議論を拒んできた側面があると指摘する。

2024 年岩屋外務大臣は、日本原水爆被害者協議会（以下被団協）のノーベル平和賞受賞に対して、“日本被団協の活動が、高く評価された”と思うと述べたうえで、“やはり現下の状況に鑑みれば、核抑止ということも考えていかざるを得ない”とした。

そして、2025 年 3 月第 3 回締約国会議のオブザーバー参加については、日本は核保有国と非保有国の間をつなぐ役割を果たす必要があると述べたうえで、“仮にオブザーバーを通して参加する前に、どういう立ち居振る舞い・言動等がありうるのかということも含めて、今、仔細に検討してみている”と述べた。当会見ではこれまでの対応と比較すると、オブザーバー参加について前向きな発言となっている。

オブザーバーとして締約国会議に参加するにあたって、日本は、①核保有国との関係、②オブザーバー参加の是非に対する積極的な議論が必要だと考える。

まず核保有国との関係について、核兵器保有国は TPNW を強く批判している。核兵器国は NPT をもとにして、核兵器の安全性を保障したうえで実現可能な措置を 1 つずつ行うステップバイステップ方式を基本的な考え方としている。

しかし、北大西洋条約機構（NATO）のメンバーであるドイツは、2017 年に、ICAN のノーベル平和賞受賞に対し祝意を表明しつつ、“核の脅威にドイツと欧州がさらされている限り、核抑止力を維持する必要性が残っている。そして、その核抑止力は NATO によって保障されている。”と述べた。ドイツは条約に署名・加入はしていないものの、締約国会議にはオブザーバーとして参加している。ドイツやノルウェーなど、核の傘の下にある国々のオブザーバー参加は、核保有国との関係を構築する上で参考すべき事例である。

そして TPNW に関する具体的な議論を進めるうえで、オブザーバー参加の是非についての国内での幅広い議論も必須となる。TPNW の第 2 回締約国会議に市民団体として一般討論に参加したのは、松井広島市長、鈴木長崎市長となっている。これまでの

核軍縮においても、積極的に議論および要求を行うのは広島、長崎、被団協など、核兵器被害の“当事者”が中心となっていた。国としてオブザーバー参加の是非を決定するのには、“当事者”や有識者だけでなく、国全体で議論を行う必要がある。

核兵器禁止条約は検証措置の実効性や、核兵器保有国や核の傘の下の国が参加していないという点に大きな課題を抱えている。それでもなお、長期的な観点から核兵器を非正当化し、停滞している核軍縮をこれまでと異なるアプローチで進めるという方針には、意義があると言える。署名、批准する国家に加え、締約国会議にオブザーバーとして参加する国家が増えることは、長期的に核兵器の使用を困難にする第一歩となることは間違いない。